

岐阜県青少年健全育成条例

	昭和35年11月10日条例第37号
改正	昭和37年11月15日条例第34号
改正	昭和39年 3月24日条例第15号
改正	昭和40年 3月26日条例第 8号
改正	昭和51年12月25日条例第43号
改正	昭和52年10月20日条例第24号
改正	昭和54年 3月22日条例第 1号
改正	昭和58年 3月25日条例第 6号
改正	平成 4年 3月30日条例第 6号
改正	平成 5年12月27日条例第30号
改正	平成 7年10月 9日条例第34号
改正	平成 9年12月26日条例第20号
改正	平成10年10月 9日条例第28号
改正	平成10年12月25日条例第35号
改正	平成11年10月 7日条例第26号
改正	平成12年 3月24日条例第39号
改正	平成13年 3月23日条例第10号
改正	平成13年12月21日条例第47号
改正	平成15年 3月19日条例第13号
改正	平成17年10月 6日条例第72号
改正	平成19年 3月20日条例第 5号
改正	平成25年 3月26日条例第28号
改正	平成26年 7月15日条例第48号
改正	平成26年10月15日条例第69号
改正	平成27年12月24日条例第56号
改正	平成30年 3月22日条例第17号
改正	令和 2年12月22日条例第56号
改正	令和 6年 3月26日条例第13号
改正	令和 6年10月16日条例第41号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第7条・第8条）
- 第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止（第9条－第30条）
- 第4章 インターネット利用環境の整備（第31条－第31条の5）
- 第5章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制（第32条－第40条）
- 第6章 岐阜県青少年育成審議会（第41条－第44条）
- 第7章 雑則（第45条－第47条）
- 第8章 罰則（第48条－第56条）
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、絵画、写真及び映写用フィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の映像又は音声が記録された物をいう。
- (5) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (6) 自動貸出機 物品を貸し付けるための機器で、物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を貸し付けることができるものをいう。
- (7) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたものをいう。
- (8) 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。
- (9) 店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
 - イ 店舗を設け、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
 - ロ 店舗を設け、業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業
 - ハ 店舗を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業
 - ニ 店舗を設け、専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業
 - ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 客に接する業務に従事する者が、性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの
 - (2) 客に接する業務に従事する者が、青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
 - (3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画として規則で定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
- (10) 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（店舗型有害役務提供営業又は風適法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

- イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ロ 業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ハ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ニ 専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

- (11) テレホンクラブ等営業 風適法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (12) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。

(基本理念)

第3条 青少年の健全な育成は、青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標を持って心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が行う青少年の健全な育成に関する施策を支援するとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。
- 3 県は、青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

(県民の責務)

第5条 すべて県民は、常に青少年の健全な育成を図るよう努めなければならない。

- 2 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的役割を担うことにかんがみ、青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもつてその育成に努めなければならない。
- 3 地域社会を構成する住民は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。
- 4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(青少年健全育成計画)

第7条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画（以下「青少年健全育成計画」という。）を定めなければならない。

- 2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 青少年及びその団体が行う健全な活動に関する事項
 - (2) 青少年の健全な育成のために県民及び青少年健全育成団体が行う活動に関する事項

- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備と非行の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 知事は、青少年健全育成計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県青少年育成審議会及び県民の意見を聴かなければならない。

4 知事は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

(優良興行等の推奨)

第8条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止

(業者の自主規制)

第9条 興行を主催し、図書類を取り扱う者その他この章の規定の適用を受ける業者は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(有害興行の指定等)

第10条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

- (1) 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (3) 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 知事は、有害興行を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに同種の興行を行う興行場を経営する者及び当該興行を主催する者（以下「興行者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

3 興行者は、第1項の規定により指定を受けた興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあつた旨及び青少年の観覧を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

4 知事は、第1項の規定により指定した興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定により指定を取り消した場合に準用する。

(有害図書類等の指定等)

第11条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物（以下「がん具等」という。）の内容、形状、構造、機能等が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等（以下「有害図書類等」という。）として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。

- (1) 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面（表紙を含む。）が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの
- (2) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上若しくは総場面数の10分の1以上であるもの

- (3) 図書類又はがん具等（以下「図書類等」という。）で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に掲載する特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもの
- (4) がん具等で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているもの
 - ロ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 3 知事は、第1項の規定により有害図書類等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに図書類等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類等取扱業者」という。）に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。
- 4 知事は、第2項の規定により写真若しくは絵又は描写の場面（以下「写真等」という。）の内容を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示しなければならない。

（有害指定図書類等の供覧の禁止等）

第12条 何人も、前条第1項の規定により指定を受けた有害図書類等及び同条第2項の規定により指定を受けた内容を有する有害図書類等（以下「有害指定図書類等」と総称する。）を、青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはならない。

- 2 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を青少年（当該営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。第17条及び第20条から第22条の2までにおいて同じ。）に販売し、配付し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

（有害指定図書類等の陳列方法等）

第13条 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を陳列するときは、当該有害指定図書類等を他の図書類等と区分し、営業所の屋内の容易に監視することのできる場所に置き、及び規則で定めるところにより青少年の目にふれないような方法をとらなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要な限度において、有害指定図書類等の陳列の場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

（自動販売機等管理者の設置等）

第14条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類その他規則で定めるものを販売し、又は貸し付けることを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かななければならない。ただし、自動販売機等業者が当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等を自ら適正に管理することができる場合は、この限りでない。

- 2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。
- 3 自動販売機等業者は、自動販売機等を利用して販売又は貸付けを開始する前に、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項（第1項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合は、第1号、第2号及び第4号に掲げる事項）を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機等業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動販売機等の設置場所
- (3) 自動販売機等管理者の住所及び氏名又は名称
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の届出事項のうち規則で定める事項に変更を生じた場合においては、同項の届出をした者は、その変更を生じた日から15日以内に、当該事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第3項の規定による届出をした自動販売機等業者は、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その廃止をした日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等への表示)

第15条 自動販売機等業者は、自己の住所、氏名又は名称その他規則で定める事項を、自動販売機等の見やすい場所に表示しなければならない。

(自動販売機等への有害指定図書類等の収納禁止)

第16条 自動販売機等業者は、有害指定図書類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）に自動販売機等を設置している場合は、この限りでない。

- (1) 風適法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所
- (2) 第10条第1項の規定により指定された有害興行を行う場所

2 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に収納されている図書類等が有害指定図書類等となつたときは、直ちに当該有害指定図書類等を撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(有害刃物等の指定等)

第17条 知事は、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びがん具（以下「刃物等」と総称する。）の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該刃物等を有害刃物等として指定することができる。

2 刃物等の販売を業とする者は、前項の規定により指定を受けた刃物等を青少年に販売し、又は配付してはならない。

3 知事は、有害刃物等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに刃物又はがん具の販売を業とする者に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

(有害広告物の撤去等)

第18条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその内容の変更を命ずるものとする。

(有害広告文書等の指定等)

第19条 知事は、図書類等に係る広告を目的とする文書、図画その他これらに類するもの（以下「広告文書等」という。）の内容が第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告文書等を有害広告文書等として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告文書等は、有害広告文書等とする。

- (1) 特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めると

ころにより知事が指定した内容のもの認められるものを掲載しているもの

- (2) 第11条第2項第4号ロに該当するがん具等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの
- 3 何人も、有害広告文書等を青少年に配布してはならない。
- 4 何人も、有害広告文書等を戸別に配布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合にあつては、この限りでない。

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

第19条の2 店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - (2) 青少年を営業所に客として立ち入らせること。
- 2** 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - (2) 受付所(第2条第10号イからニまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。)を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。
 - (3) 青少年を客とすること。

(有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止)

第19条の3 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に対し、有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- (2) 青少年に対し、有害役務提供営業の客となるよう勧誘すること。
- (3) 青少年に対し、有害役務提供営業の名称等が記載された文書、図画その他の物品(以下「有害役務提供営業宣伝文書等」という。)を頒布すること。
- (4) 有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- (5) 有害役務提供営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- (6) 有害役務提供営業宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止の掲示等)

第19条の4 有害役務提供営業を営む者(受付所を設けない無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。)は、営業所(受付所を設けて無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、受付所)の立ち入ろうとする者の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務提供営業の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- (1) 店舗型有害役務提供営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
- (2) 無店舗型有害役務提供営業 次に掲げる事項
 - イ 青少年が無店舗型有害役務提供営業の客となることを禁ずる旨
 - ロ 受付所を設ける場合にあつては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨

(有害役務提供営業に係る従業者名簿)

第19条の5 有害役務提供営業を営む者は、営業所ごと(無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、事務所(事務所がない場合にあつては、当該営業を営む者の住居))に、従業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

(有害役務提供営業を営む者に対する措置命令等)

第19条の6 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害

役務提供営業に関し、第19条の2から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務提供営業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(聴聞の特例)

第19条の7 知事は、前条第2項の規定により有害役務提供営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例（平成7年岐阜県条例第36号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(質物の受入れの制限)

第20条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋（以下「質屋」という。）は、青少年から同条第1項に規定する物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(古物の買受け等の制限)

第21条 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第2項第1号に規定する古物営業を営む者（以下「古物商」という。）は、青少年から同条第1項に規定する古物（第27条に規定する下着を除く。）を買受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(金銭の貸付け等の制限)

第22条 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(使用済金属類の買受け等の制限)

第22条の2 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年岐阜県条例第28号）第2条第3項に規定する使用済金属類取引業者（以下「使用済金属類取引業者」という。）は、青少年から同条第1項に規定する使用済金属類を買受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(みだらな性行為等の禁止)

第23条 何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第23条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第51条第2号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(入れ墨の禁止)

第24条 何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年に対し、入れ墨を施し、入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第25条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知ってその場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 第23条に規定する行為
- (2) 前条に規定する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用
- (4) 飲酒又は喫煙

(勧誘行為の禁止)

第26条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 接待をして客に飲食をさせる営業（風適法第2条第1項第1号に該当する営業に限る。次号において同じ。）において客の接待をさせる業務に従事するように勧誘すること。
- (2) 接待をして客に飲食をさせる営業の客となるように勧誘すること。
- (3) 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第6項及び第7項に該当する営業に限る。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

(使用済み下着の買受け等の禁止)

第27条 何人も、青少年から青少年が使用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知って、そのための場所を提供してはならない。

(深夜外出の制限)

第28条 保護者は、深夜（午後10時から翌日の午前4時までの間をいう。以下同じ。）にその監護に係る青少年を外出させないように努めなければならない。ただし、自ら同伴し、又は成年者に委託して同伴させる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(深夜における連出し等の禁止)

第29条 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(深夜における施設への入場の制限)

第30条 次に掲げる営業（風適法第2条に規定する風俗営業等に該当するものを除く。）を営む者は、保護者同伴の場合を除くほか、深夜において当該営業を行う施設に青少年を入場させてはならない。

- (1) 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (2) 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
- (3) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱をさせる営業
- (4) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 前項に規定する営業を営む者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業に係る施設へ入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

第4章 インターネット利用環境の整備

(インターネットの利用に係る保護者等の責務)

第31条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、インターネットがその利用により青少年有害情報（青少年が安全に安心し

てインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を容易かつ大量に入手できる特性を有することに鑑み、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（以下「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等）

第31条の2 青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務（以下「携帯電話インターネット接続役務」という。）の提供に関する契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等（以下「携帯電話端末等」という。）の変更又は青少年インターネット環境整備法第15条ただし書きの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出（以下「フィルタリングサービス不要申出」という。）を伴うものに限る。以下同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

（フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等）

第31条の3 保護者は、フィルタリングサービス不要申出をするときは、その監護に係る青少年が就労している場合において青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は

当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、第1項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

- 4 前3項の規定は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書きの規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合について準用する。この場合において、第1項中「青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用する」とあるのは「青少年インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「フィルタリング有効化措置」という。）を講ずる」と、「青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と、「フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供する」とあるのは「フィルタリング有効化措置を講じない青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等（以下「特定携帯電話端末等」という。）を販売する」と、第2項及び第3項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第3項中「前項の規定による」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項の規定により販売する特定携帯電話端末等に係る」と、「第1項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等）

第31条の4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第31条の2又は前条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（携帯電話端末等の利用に係る保護者及び県の責務）

第31条の5 保護者は、第31条の趣旨を踏まえ、青少年インターネット環境整備法第14条及び第31条の2の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明の内容について理解するよう努めるとともに、その監護に係る青少年の携帯電話端末等の使用に当たっては、そのインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

2 県は、青少年インターネット環境整備法第14条及び第31条の2の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発に努めるとともに、第31条の趣旨を踏まえ、保護者、青少年、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等その他青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制

（利用カード販売所等の届出）

第32条 利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者

は、販売を開始する日の15日前までに、利用カードを販売する場所（以下「利用カード販売所」という。）ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならぬ。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 利用カード販売所の名称及び所在地
- (3) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業を営む場所（以下「テレホンクラブ等営業所」という。）の名称及び所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更を生じた日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る利用カード販売所を廃止したときは、その廃止をした日から15日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

（青少年に対する利用カードの販売の禁止等）

第33条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸与してはならない。

2 利用カードを販売する者又はその者から利用カードの販売について委託を受けて利用カードを販売する者（以下「利用カード販売者等」という。）は、青少年を利用カードの販売業務に従事させてはならない。

3 利用カード販売者等は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨及び青少年に対する利用カードの販売、頒布、交換、贈与又は貸与を禁ずる旨を、その届出に係る利用カード販売所の見やすい場所に表示しなければならぬ。

（利用カードの自動販売機の設置の禁止）

第34条 何人も、青少年入場禁止場所を除き、利用カードの自動販売機を設置してはならない。

（テレホンクラブ等営業の広告の規制）

第35条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- (1) テレホンクラブ等営業所の名称、所在地若しくは電話番号（インターネットにおけるホームページアドレスを含む。以下同じ。）又はテレホンクラブ等営業所を利用するための案内を行う営業所の電話番号（以下「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。）が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物を除く。
- (2) テレホンクラブ等営業所の名称等が記載された文書、図画その他の物品（以下「テレホンクラブ等営業宣伝文書等」という。）を風適法第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項第1号に規定する広告制限区域等（以下「広告制限区域等」という。）において頒布し、又は戸別に配布すること。
- (3) テレホンクラブ等営業宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

（利用カードの販売の広告の規制）

第36条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が掲載された広告物を掲出し、又は表示する

こと。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物及び第3条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る利用カード販売所の建物に掲出され、又は表示される広告物を除く。

- (2) 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が記載された文書、図画その他の物品（以下「利用カード宣伝文書等」という。）を広告制限区域等において頒布し、又は戸別に配布すること。
- (3) 利用カード宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

(指示等)

第37条 公安委員会は、前2条の規定に違反した者に対し、当該広告物、テレホンクラブ等営業宣伝文書等及び利用カード宣伝文書等（以下「広告物等」という。）の除去その他必要な措置を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により必要な措置を指示しようとする場合において、当該広告物等を掲出し、表示し、頒布し、又は配布した者を確知することができないときは、これらの措置を警察職員に行わせることができる。

(保護者の責務)

第38条 保護者は、その監護に係る青少年に、テレホンクラブ等営業所へ電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はテレホンクラブ等営業宣伝文書等若しくは利用カード宣伝文書等を受け取らせないように努めなければならない。

(利用カードの販売の停止)

第39条 公安委員会は、利用カード販売者等若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪、刑法（明治40年法律第45号）第175条若しくは第183条の罪、売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号若しくは第9号の規定若しくは労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項若しくは第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定のいずれかに違反する不正行為をしたとき、又は利用カード販売者等が第37条第1項の規定に基づく指示に従わなかつたときは、当該利用カード販売者等に対し、当該利用カードの販売について、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第40条 第19条の7の規定は、前条の規定による命令について準用する。この場合において、第19条の7中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。

第6章 岐阜県青少年育成審議会

(設置)

第41条 知事の諮問に応じて、青少年の健全な育成に関する総合的施策の樹立につき必要な事項並びに第7条及び第44条に規定する事項を調査審議させるため、岐阜県青少年育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第42条 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第43条 前2条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(諮問等)

第44条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、岐阜県青少年育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 第8条の規定により優良興行又は優良図書類を推奨しようとするとき。
- (2) 第10条の規定により有害興行を指定し、又はこれを取り消そうとするとき。
- (3) 第11条の規定により有害図書類等又は写真等の内容を指定しようとするとき。
- (4) 第17条の規定により有害刃物等を指定しようとするとき。
- (5) 第18条の規定により有害広告物の撤去又はその内容の変更を命じようとするとき。
- (6) 第19条の規定により有害広告文書等を指定しようとするとき。
- (7) 第19条の6の規定により有害役務提供営業に関する違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきこと又は有害役務提供営業の停止を命じようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により同項各号に規定する推奨、指定若しくは指定の取消し又は命令をしたときは、速やかにその旨を岐阜県青少年育成審議会に報告しなければならない。

第7章 雑則

(立入調査等)

第45条 知事は、この条例(第5章の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は知事の指定した者に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 興行場を経営する者又は興行を主催する者
- (2) 図書类等取扱業者(第10号に掲げる者を除く。)又は自動販売機等管理者
- (3) 刃物等の販売を業とする者
- (4) 広告物の広告主又は管理者
- (5) 有害役務提供営業を営む者
- (6) 質屋
- (7) 古物商
- (8) 貸金業者
- (9) 使用済金属類取引業者
- (10) 第30条第1項に規定する営業を営む者
- (11) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2 公安委員会は、第19条の2から第19条の6まで及び第5章の規定の施行に必要な限度において、有害役務提供営業を営む者及び利用カード販売者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなら

ない。

(経過措置)

第46条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

第8章 罰則

第48条 第23条の規定に違反した者（青少年を除く。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の6第2項の規定による命令に従わなかった者
- (2) 第24条の規定に違反した者（青少年を除く。）
- (3) 第25条の規定に違反して同条第1号から第3号までに掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者（青少年（場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業として場所の提供又は周旋を行つたものを除く。）を除く。）
- (4) 第39条の規定による命令に従わなかった者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項の規定に違反した者
- (2) 第16条の規定に違反した者
- (3) 第19条の2（第2項第3号に係る部分を除く。第55条において同じ。）の規定に違反した者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の3（第3号に係る部分を除く。第55条において同じ。）の規定に違反した者
- (2) 第23条の2の規定に違反した者で次のいずれかに該当するもの（青少年を除く。）

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

- (3) 第26条の規定に違反した者
- (4) 第27条の規定に違反した者（青少年を除く。）
- (5) 第29条の規定に違反した者（青少年を除く。）

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して青少年に有害興行を観覧させた者
- (2) 第13条第3項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第14条第3項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者
- (4) 第17条第2項の規定に違反した者
- (5) 第18条の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第19条第3項の規定に違反した者
- (7) 第19条第4項の規定に違反した者
- (8) 第19条の5の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (9) 第30条第1項の規定に違反した者

- (10) 第32条第1項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者
- (11) 第33条第1項の規定に違反した者
- (12) 第33条第2項の規定に違反した者
- (13) 第34条の規定に違反した者
- (14) 第37条第1項の規定による指示に違反した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第19条の4の規定に違反した者
- (2) 第20条の規定に違反した者
- (3) 第21条の規定に違反した者
- (4) 第22条の規定に違反した者
- (5) 第22条の2の規定に違反した者
- (6) 第45条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第45条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（有害役務提供営業を営む者又はその関係者に限る。）

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して掲示をしなかつた者
- (2) 第14条第4項の規定に違反した者
- (3) 第15条の規定に違反した者
- (4) 第25条の規定に違反して同条第4号に掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者（青少年（場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業としての場所の提供又は周旋を行つたものを除く。）を除く。）
- (5) 第30条第2項の規定に違反した者
- (6) 第32条第2項の規定に違反した者
- (7) 第33条第3項の規定に違反した者

第55条 第19条の2、第19条の3、第23条又は第23条の2の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第48条、第50条第3号又は第51条第1号若しくは第2号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第48条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料の刑を科する。

付 則

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則（昭和37年11月15日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

付 則（昭和39年3月24日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年3月26日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月25日条例第43号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年10月20日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和53年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月22日条例第1号）

- 1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の4第1項に規定する図書その他規則で定めるものを販売している者については、その者を同項の規定が適用される自動販売機業者とみなし、改正後の条例を適用する。この場合においては、同項中「販売を開始する前に」とあるのは、「昭和54年7月31日までに」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月25日条例第6号）

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第6号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に自動貸出機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の4第1項に規定する図書類その他規則で定めるものを貸し付けている者については、その者を同項に規定する自動販売機等業者とみなして、改正後の条例を適用する。この場合において、同条第3項中「販売又は貸付けを開始する前に」とあるのは、「平成6年4月30日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県青少年保護育成条例第6条の4第1項の規定による届出をしている者は、改正後の条例第6条の4第3項の規定にかかわらず、同条第1項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合を除き、平成6年4月30日までに、規則で定めるところにより、同条第3項第3号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月9日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の第15条の5第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「営業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「平成8年1月31日までに」とする。
- 3 前項の規定により届出を行った者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成9年12月31日までの間は、改正後の第15条の6第1項の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第15

条の9第1項に規定する利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年1月31日までに」とする。

5 前項の規定により届出を行った者については、営業禁止区域内又は屋外で利用カードを販売している場合は施行日から平成8年3月31日までの間、営業禁止区域外の屋内で利用カードを販売している場合は施行日から平成12年12月31日までの間は、改正後の第15条の8の規定は適用しない。

6 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から平成8年3月31日までの間は、改正後の第15条の10第1項の規定は適用しない。

附 則（平成9年12月26日条例第20号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月9日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の6第1項第1号の改正規定は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成10年12月25日条例第35号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月7日条例第26号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成11年11月規則第124号で、同11年11月1日から施行）

附 則（平成12年3月24日条例第39号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月23日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成14年2月規則第6号で、同14年4月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者又はその者から委託を受けて現に利用カードを販売している者については、改正後の第15条の4第1項に規定する利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成14年7月20日までに」とする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月19日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月6日条例第72号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月20日条例第5号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日から施行する。

(平成19年政令第328号で、同19年12月19日から施行)

附 則 (平成25年3月26日条例第28号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月15日条例第48号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月15日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日条例第56号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日条例第56号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日条例第13号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月16日条例第41号)

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日から施行する。

